

ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金交付要綱

ときがわ町空き家リフォーム工事助成金交付要綱（平成 28 年ときがわ町告示第 59 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、子育て世代等の移住定住、空き家の積極的な活用を促進するための助成金を交付することについて、ときがわ町補助金等の交付手続に関する規則（平成 18 年ときがわ町規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 対象物件とは、町内に存在する建物のうち、次のものをいう。

ア 専ら居住の用に供される家屋又は居住及びその他の用に供される家屋

イ 床面積が 50 平方メートル未満であって、居住以外の用に供される建物

（2） 移住定住促進リフォーム工事（以下「工事」という。）とは、前号で定める対象物件について、機能維持及び向上のため行う工事等をいう。

（3） 対象物件所有者とは、対象物件を売却又は賃貸をする者で、賃貸の場合にあっては次号に規定する対象物件利用者に対し、対象物件を 5 年以上使用させる者をいう。

（4） 対象物件利用者とは、町内に移住定住する意思があり対象物件を購入又は賃借をする者で、助成金の申請日において、次に掲げる要件を満たした世帯の世帯主をいう。

ア 世帯について、次のいずれかに該当する世帯

（ア） 既に住民登録され町に居住している世帯

（イ） 町内に移住する者は、町外からその世帯員全員が町内に転入し、又は工事完了後速やかに転入する見込みであり、転入日から 5 年以上定住する意思のある世帯

イ 世帯員について、次のいずれかの者が含まれる世帯

(ア) 中学生以下の子ども

(イ) 共に満 45 歳未満の夫婦、又は共に 45 歳未満で婚約等の理由により夫婦に準じると町長が認めた者

ウ 地域の一員としての自覚を持って生活する意思のある世帯

(5) 転入日とは、他の市区町村から町に転入した日として、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定によるときがわ町の住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)された日をいう。

(6) 町内建築業者とは、町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア ときがわ町小規模契約希望者登録に関する規程(平成 23 年ときがわ町告示第 62 号)第 4 条第 1 項に規定する小規模契約登録申請書の提出があり、名簿に登載されている者

イ ときがわ町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 24 年ときがわ町告示第 94 号)第 9 条に規定する資格者名簿に登載されている者

(工事助成金の交付対象者)

第 3 条 工事助成金(以下「助成金」という。)の交付対象者は、対象物件所有者又は対象物件利用者のいずれか 1 名とし、助成金の交付申請日の属する年度までの町税に滞納がない者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付対象としない。

(1) 助成金の交付対象となる工事について、他の制度による補助金若しくは助成金の交付を受けた箇所と同一又は受ける見込みのある箇所と同一の場合

(2) 対象物件所有者及び対象物件利用者又は対象物件利用者の世帯員が、3 親等以内の親族関係にある場合

2 前項に定める者のほか、町長が特別に認めた者について、助成金の交付対象者とすることができます。

(助成金の対象工事と施工業者)

第 4 条 助成金の対象は、対象物件の機能維持及び向上のため、対象物件を購入又は賃貸借契約の後 1 年以内に着工し、かつ助成金

申請日の属する年度の年度内に完了する総額が20万円以上の工事で、別表に掲げるものとする。

2 工事の施工業者は、町内建築業者に限るものとし、ときがわ町産の木材を積極的に使用するよう努めなければならない。ただし、粗大ごみ等の片付け、清掃及び処分の施工業者については町内建築業者に限らないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条第1項に規定する対象経費の総額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、50万円を限度とする。

2 助成金の交付は、対象物件ごとに1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、対象物件の購入又は賃貸契約の後1年以内に、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金誓約書（様式第2号）
- (2) 対象物件に入居する世帯全員の住民票
- (3) 申請日の属する年度を含め4年分の町税に滞納がないことが確認できる書類
- (4) 対象物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 対象物件所有者の工事承諾書（対象物件利用者が賃貸借契約により借り受ける場合のみ。）
- (6) 工事の箇所及び内容の詳細を記した書類
- (7) 工事の見積書
- (8) 工事施工前の現場写真

2 前項の規定にかかわらず、助成金の対象物件に入居する世帯が町内へ転入する前に工事を実施するときは、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金転入誓約書（様式第3号）をもって世帯全員の住民票に代えることができるものとする。この場合においては、第10条の規定による工事実績報告書の提出時点で町内への転入が完了していることを必要とし、工事実績報告書に前項第

2号の規定による書類を添付しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の可否及び金額を決定し、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金交付（変更）決定通知書（様式第4号）又はときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金不交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金交付申請書の内容変更の申請)

第8条 前条の規定により決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第6条第1項の規定による申請の内容の変更等をするときは、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金変更申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、その助成事業について中止し、又は廃止する場合は、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金中止・廃止届出書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前2項による申請若しくは届出があり内容を審査した結果、既に決定した助成金の額に変更が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 交付決定者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(工事実績報告書の提出)

第10条 交付決定者は、助成金に係る工事が完了したときは、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 工事に係る領収書の写し
- (2) 工事の施工後の現場写真
- (3) 対象物件に入居した世帯全員の住民票（工事完了後に転入した場合のみ。）

(助成金交付額の確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金確定通知書(様式第9号)（次条において「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 12 条 交付決定者は、前条の確定通知書を受けたときは、ときがわ町移住定住促進リフォーム工事助成金請求書(様式第10号)により助成金の請求をするものとする。

（助成金の交付）

第 13 条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の取消し）

第 14 条 町長は、助成金の交付を受けようとして、又は受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付の決定を取消しし、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付の決定を受けようとして、又は受けたとき。
- (2) 助成金の交付を受けた者が対象の物件利用者である場合において、助成金が確定した日から 2 年未満に町外へ住所を移動したとき。
- (3) 助成金の交付を受けた者が対象物件所有者である場合において、空き家を賃貸した日から 5 年未満に空き家を賃貸の目的として使用しなくなったとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

助成金の対象工事等

建築物の機能維持及び向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事及び増改築工事とする。(当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。)ただし、備品購入によるリフォーム、造成工事、造園工事、外構工事、カーテン工事、取り外し可能な照明工事、水道加入金等は、工事の対象に含まない。	工事種別	工事内容の範囲
	修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え ・屋根の塗装、漆喰塗り又は補修 ・外壁の塗装、漆喰塗り又は補修 ・壁・床及び天井の補修、畳の表替え ・玄関等出入り口の補修 ・風呂釜、給湯器の修繕又は交換
	模様替え	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の張替え及び重ね張り ・壁の塗り替え ・壁、床、天井の張替え ・建具の取替え ・玄関等出入り口の付け替え ・間取り替え
	増改築	<p>建築物の一部を除去し、新たに建築する場合の次に掲げる事項。ただし、増築面積は10平方メートル以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅の一部 ・台所、風呂、便所等の改善
	粗大ごみ等の片付け、清掃及び処分	<p>建築物内にある粗大ごみ等の片付け、清掃及び処分費は、他の工事種別と合わせて実施する場合においては対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片付け、清掃 ・運搬、処分